



# 竣工現場検査申請書・適合証明申請書(新築住宅)

(フラット35・財形住宅)

(第二面) [共同建て用]

## ○建物の概要(全体)

戸建型式	<input type="checkbox"/> 4.共同建て
構造	<input type="checkbox"/> 3.準耐火 ( <input type="checkbox"/> 1.イ準耐 <input type="checkbox"/> 2.ロ準耐 <input type="checkbox"/> 3.省令準耐 ) <input type="checkbox"/> 5.耐火
工法	<input type="checkbox"/> 1.在来木造 <input type="checkbox"/> 2.プレハブ(木質系) <input type="checkbox"/> 3.プレハブ(鉄骨系) <input type="checkbox"/> 4.プレハブ(コンクリート系) <input type="checkbox"/> 5.枠組壁工法(ツーバイフォー工法) <input type="checkbox"/> 6.丸太組構法 <input type="checkbox"/> 7.鉄骨造・RC造等
機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合	会社名 ( ) 承認番号 ( ) 省エネルギー基準適合仕様シートの有無: <input type="checkbox"/> 1.有 <input type="checkbox"/> 2.無
階数	地上 [ ] 階 地下 [ ] 階
申請戸数/全体戸数	[ ] 戸 / [ ] 戸
延べ面積	[ ] m <sup>2</sup>
敷地面積	[ ] m <sup>2</sup>
「フラット35登録マンション」登録	<input type="checkbox"/> 1.有 → 申請書第三面に必要事項を記入してください。 <input type="checkbox"/> 2.無 → 適合証明を申請する住戸についてのみ下表に住宅番号等を記入してください。 ※3)

## ○登録マンション以外のマンション

住宅番号※4	1戸当たりの床面積	フラット35Sの基準の適用※1
[ ] m <sup>2</sup>	[ ] m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 1.有 【優良な住宅基準】(金利Bプラン) <input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性 ( <input type="checkbox"/> 1.断熱等性能級4 <input type="checkbox"/> 2.一次エネルギー消費量等級4以上 ) <input type="checkbox"/> 2.耐震性 ( <input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 2.免震以外(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上) ) <input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上) <input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性(劣化対策等級3等) 【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン) <input type="checkbox"/> 5.省エネルギー性( <input type="checkbox"/> 1.認定低炭素住宅 <input type="checkbox"/> 2.一次エネルギー消費量等級5 <input type="checkbox"/> 3.性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)※2 ) <input type="checkbox"/> 6.耐震性(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3) <input type="checkbox"/> 7.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上※3) <input type="checkbox"/> 8.耐久性・可変性(長期優良住宅) <input type="checkbox"/> 2.無 (フラット35Sの基準を適用しない住戸)
[ ] m <sup>2</sup>	[ ] m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 1.有 【優良な住宅基準】(金利Bプラン) <input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性 ( <input type="checkbox"/> 1.断熱等性能級4※2 <input type="checkbox"/> 2.一次エネルギー消費量等級4以上 ) <input type="checkbox"/> 2.耐震性 ( <input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 2.免震以外(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上) ) <input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上) <input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性(劣化対策等級3等) 【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン) <input type="checkbox"/> 5.省エネルギー性( <input type="checkbox"/> 1.認定低炭素住宅 <input type="checkbox"/> 2.一次エネルギー消費量等級5 <input type="checkbox"/> 3.性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)※3 ) <input type="checkbox"/> 6.耐震性(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3) <input type="checkbox"/> 7.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上※4) <input type="checkbox"/> 8.耐久性・可変性(長期優良住宅) <input type="checkbox"/> 2.無 (フラット35Sの基準を適用しない住戸)

- ※1 フラット35Sの適用については、フラット35Sのうちいずれか1つ以上の基準への適合が必要となります。  
 ※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいいます。  
 ※3 共同住宅の共用部分については高齢者等配慮対策等級(共用部分)4以上  
 ※4 住宅番号欄が不足する場合は、本書式を複数作成し提出してください(別表(任意書式)を添付しても構いません。)

## ＜申請者確認事項＞

1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の証券化支援事業(証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(以下「フラット35」といいます。))及び財形住宅融資の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。

- (1) 機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合していること。  
 (2) 住宅の床面積※、建設費・購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。  
 ※住宅の床面積の要件は次表のとおりです。

	一戸建て等		共同建て	
	下限	上限	下限	上限
フラット35	70㎡以上	なし	30㎡以上	なし
財形住宅融資	70㎡以上	280㎡以下	40㎡以上	280㎡以下

- 2 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。  
 3 フラット35Sを利用する場合は、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行う必要であることを承知しています。  
 4 フラット35Sを利用する場合は、フラット35Sの基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があることを承知しています。  
 5 フラット35登録マンションに登録する場合は、適合証明書交付後に中古マンションらしくフラット35に物件情報が移行し公開されることを承知しています。

## ＜個人情報の取扱い＞

1 個人情報を利用する業務の内容及び目的  
 検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- (1) 業務内容  
 ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)  
 イ その他これらに付随する業務

- (2) 利用目的  
 竣工現場検査の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。  
 ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため  
 イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため  
 ウ その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

2 機構等への個人情報の提供  
 検査機関は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。

ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	フラット35及び財形住宅融資(新築住宅及び中古住宅)に関する次の利用目的を達成するため。 ・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・中古住宅における適合証明書の発行の省略その他適合証明業務の事務の簡素化 ・財形住宅融資、フラット35に関する債権の譲渡又は保険・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	竣工現場検査申請書に記載されたお客さまの属性等(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様等)
申請住宅について融資の申込みを行う金融機関	フラット35及び財形住宅融資(新築住宅及び中古住宅)に関する次の事務を履行するため。 ・フラット35に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務 ・財形住宅融資に関する事務	



以下の物件について、次のとおり住宅金融支援機構の定める耐久性基準に適合する工事を実施しています。

マンション名	
建設場所(地名地番)	

■ 次表の基準に適合していることを確認のうえ、確認欄にチェックをしてください。

項目	基準の内容	確認欄																																			
(1) セメントの種類	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の部分に、ポルトランドセメント(日本工業規格R5210(ポルトランドセメント)に規定するポルトランドセメントをいう。以下同じ。)、フライアッシュセメント(日本工業規格R5213(フライアッシュセメント)に規定するフライアッシュセメントをいう。以下同じ。))又は高炉セメント(日本工業規格R5211(高炉セメント)に規定する高炉セメントをいう。以下同じ。))が使用されていること。	<input type="checkbox"/>																																			
(2) コンクリートの水セメント比	<p>水セメント比(コンクリートの調合に使用するセメントに対する水の重量比率をいう。以下同じ。))が、次のア又はイのいずれか(中庸熟ポルトランドセメント又は低熟ポルトランドセメントを使用する場合には、ア)に適合していること。ただし、フライアッシュセメントを使用する場合には混合物を除いた部分を、高炉セメントを使用する場合には混合物の10分の3を除いた部分をその重量として用いるものとする。</p> <p>ア 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが表の(イ)項に掲げる部位に応じ、(ロ)項(イ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が55パーセント以下(軽量コンクリートにあつては、50パーセント以下)であること。</p> <p>イ 鉄筋に対するコンクリートの最小かぶり厚さがアの表の(イ)項に掲げる部位に応じ、(ロ)項(ロ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が60パーセント以下(軽量コンクリートにあつては、55パーセント以下)であること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(イ)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(ロ)</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">部位</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">(イ)</th> <th style="text-align: center;">(ロ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">直接土に接しない部分</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">耐力壁以外の壁又は床</td> <td style="text-align: center;">屋内</td> <td style="text-align: center;">2センチメートル</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">3センチメートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">屋外</td> <td style="text-align: center;">3センチメートル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">耐力壁、柱、はり又は壁ばり</td> <td style="text-align: center;">屋内</td> <td style="text-align: center;">3センチメートル</td> <td style="text-align: center;">4センチメートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">屋外</td> <td style="text-align: center;">4センチメートル</td> <td style="text-align: center;">5センチメートル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">直接土に接する部分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">壁、柱、床、はり、基礎ばり又は基礎の立上り部分</td> <td style="text-align: center;">4センチメートル</td> <td style="text-align: center;">5センチメートル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">基礎(立上り部分及び捨てコンクリートの部分を除く。)</td> <td style="text-align: center;">6センチメートル</td> <td style="text-align: center;">7センチメートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 外壁の屋外に面する部位にタイル張、モルタル塗、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合には、屋外側の部分に限り、(ロ)項に掲げる鉄筋に対するコンクリートの最小かぶり厚さを1センチメートル減することができる。</p>	(イ)		(ロ)		部位		鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ				(イ)	(ロ)	直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁又は床	屋内	2センチメートル	3センチメートル	屋外	3センチメートル	耐力壁、柱、はり又は壁ばり	屋内	3センチメートル	4センチメートル	屋外	4センチメートル	5センチメートル	直接土に接する部分	壁、柱、床、はり、基礎ばり又は基礎の立上り部分		4センチメートル	5センチメートル	基礎(立上り部分及び捨てコンクリートの部分を除く。)		6センチメートル	7センチメートル	<input type="checkbox"/>
(イ)		(ロ)																																			
部位		鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ																																			
		(イ)	(ロ)																																		
直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁又は床	屋内	2センチメートル	3センチメートル																																	
		屋外	3センチメートル																																		
	耐力壁、柱、はり又は壁ばり	屋内	3センチメートル		4センチメートル																																
		屋外	4センチメートル		5センチメートル																																
直接土に接する部分	壁、柱、床、はり、基礎ばり又は基礎の立上り部分		4センチメートル	5センチメートル																																	
	基礎(立上り部分及び捨てコンクリートの部分を除く。)		6センチメートル	7センチメートル																																	
(3) コンクリートの品質	<p>コンクリートの品質が次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア コンクリート強度が1平方ミリメートルにつき、33ニュートン未満の場合にあつては、スランプが18センチメートル以下、コンクリート強度が1平方ミリメートルにつき 33ニュートン以上の場合にあつては、スランプが 21センチメートル以下であること。ただし、これらと同等の材料分離抵抗が認められるものにあつては、この限りでない。</p> <p>イ コンクリート中の単位水量が1立方メートルにつき、185キログラム以下であること。ただし、これと同等以上に乾燥収縮、中性化その他のコンクリートの品質への有害な影響が防止でき、かつ、外的要因の作用が少ないと認められる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ウ 沖縄県その他日最低気温の平滑年値の年間極値が 0℃を下回らない地域以外の地域にあつては、コンクリート中の空気量が4パーセントから6パーセントまでであること。ただし、凍結融解作用によってコンクリートに有害な影響を生じさせないよう、コンクリート中の含水率を高くしない措置その他の有効な措置を講じた場合にあつては、この限りでない。</p>	<input type="checkbox"/>																																			

<備考>

本書式は、竣工現場検査申請書・適合証明申請書(新築住宅)適合証明書付表(第三面)[共同建て用][適新工第5号書式]の耐久性基準への適合状況の確認欄において、「5. 機構の定める耐久性基準に該当」を選択した場合に提出してください。

次のいずれかに該当する場合はこの書類の提出は不要です。

- ① 長期優良住宅建築等計画の「認定(変更)通知書」の写しが提出された場合
- ② フラット35S(金利Bプラン)「耐久性・可変性」に該当する場合
- ③ 劣化対策等級2以上(建設住宅性能評価書を取得(予定を含む。))に該当する場合
- ④ 劣化対策等級2以上(設計住宅性能評価書を取得し、その工事内容に変更なし。)に該当する場合